ロスプリベンションへの道4 協働防犯（6）

道理に叶った事案マスターと類似トランザクション

NPO法人 全国万引犯罪防止機構

道理の役割を顕在化させた御成敗式目

民主国家において、法律が我々の生活にとって不可欠な理由は、道理にかなったことを共通の判断基準とするためである。それにより思想・政治的・経済的な利害や意見の違う人々が共に生きるための枠組みを維持することにある。法律は国の強制的システムではなく、人々が自分たちにとって必要なことと考え、自主的な行動のために用いるような状況を作り出すことが「法の支配」の目指す姿である。

歴史をさかのぼるが、唐の律令を参考にした大宝律令は、701年に制定された外来の法律（継受法）で、強制的・形式的な要素が強かった。1332年に鎌倉幕府によって制定された御成敗式目は、日本社会の道理の役割を顕在化するために、現実の生活の中より生まれた。尼将軍として君臨した北条政子や平氏を都から追放した巴御前などの指揮官が活躍した時代であり、御成敗式目は女性の財産権を明文化している。これは世界初のことであった。

同じころ英国ではマグナカルタが成立（1215年）し、貴族がジョン王に貴族の特権を認めさせるところから、立憲民主主義の土台が作られている。同時期、1221年承久の乱のあと、鎌倉幕府は天皇を島流しにし、議会制への萌芽が読み取れる評議制を組織した。象徴天皇制は第二次世界大戦の敗戦国である日本が連合国に押し付けられた制度というイメージが強いが、実はその先駆けが鎌倉幕府である。英国流の「君臨すれども統治せず」は神や君主を否定しているわけではない。それどころか神を敬い、その威光によって国の安定化を諮る考え方がベースにある。それが立憲民主主義への最初の一歩となっている。同様に御成敗式目の第1条には「神は敬うことによって霊験があらたかになる。神社を修理してお祭りを盛んにすることはとても大切なことである。そうすることによって人々が幸せになるからである」と書かれている。

さらに御成敗式目第10条には「罪を犯した当人以外の父子が無関係であるならば、その者たちは無罪であり、これは傷害罪についても同様である」とある。法の裁きが家単位から個人への移行させるようにしたのも画期的なことであった。

人としての道理を重んじる御成敗式目の基本方針は、室町幕府や戦国時代の各大名たちの法律にも受け継がれていった。また江戸時代には、寺子屋などでの教科書としても使われ、べき論ではなく、道理にかなった規範の醸成につながった。今回は取り上げなかったが「和らぎをもって貴し」から始まる604年に制定された17条憲法、そして、その3倍の法条をもつ御成敗式目の全51条は、未来に受け継いでいきたい精神面での「不磨の大典」・「公正としての正義」の定礎である。そして、史上最悪の国難である元寇にて、国民の安寧を護り抜いたのはこれらが人々の心に根付いたからかもしれないとも感じている。

商品マスターとトランザクション

マスターデータとは、データの中でも基礎となるもので、商品情報や従業員情報など1つひとつの基礎的な情報を記録します。たとえば、商品マスターであれば、商品名、型番、仕様など個々の商品の情報を扱う。

一方でトランザクションデータとは、システム上で発生した取引などの出来事を記録したデータのことで、一般に履歴と呼ばれるものを指す。たとえば、商品の購買履歴や、従業員への給与支払い履歴などである。

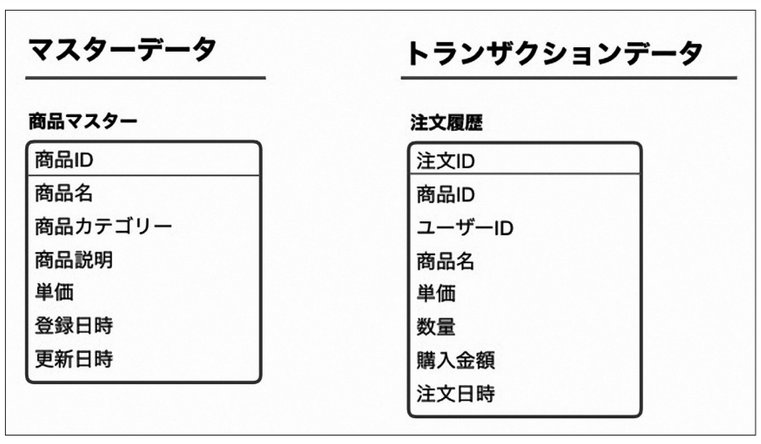

イメージ図（左）

小売業でデータ活用環境を整備する場合、最初に行う必要があるのは基礎データのデータである。その中でも基礎となるのが商品情報である。リテールAIの専門家の話では、一つの商品の情報がマスターとして一元管理されていると良いのだが、商品部、販促部、店舗間で商品情報がばらばらに管理されていることが多いという。1社の中がこんな状態だと、サプライチェーン全体のデータを分析するのは困難になる。チェーン店、卸、メーカーの各所にちらばっているデータには、同じ区分に異なる内容が入っていたり、全部が充当できていなかったりしていることがあり、精査しないとデータが活用できないという。

現在、各団体などで業界共通マスターが検討されてきている。実現すれば製配販がそうすることで、メーカーから卸へのデータ変換作業が無くなり、卸から小売への変換作業がなくなる。これは日常作業の効率化だけでなく、災害時の物流システムの安定や迅速な復旧につながる。そこには基礎情報だけでなく、消費者の利便性を高める成分表示やアレルギー情報も組み込むことが可能であろう。それらの道理が商品マスターやトランザクションに組み込まれることを願っている。

事案マスターと類似トランザクション

防犯情報の共有においても、共通マスターの整備が急務である。各社の事案記録を見せてもらうことがあるが、一つの事案に対し、店舗内の報告書、本社への報告書、警備会社の報告書、それに被害届の内容もフォームもバラバラである。当然、他社との共有は考えられていないので、被害個数と金額、商品分類、詳細な発生個所の有無、犯行を行った者の服装や持ち物の有無、などフォームが違うので比較すら難しい。

結局、発生&発見時の時間と曜日などの簡単グラフ作成程度の分析しかできないのが実情である。おそらくチェーン間でその議論をされたことも無いのがほとんどだと思う。

今後の分析までを考えて保安員を導入するのであれば事案マスターを事前に決めておくことは必須であるし、企業間の防犯情報を行うのであれば、事案マスターの関係者間で決めておくことが必要である。職業万引き犯や集団窃盗は数百回の犯行を重ねていても確保できないケースがあるが、事案マスターの中から、類似の犯行をトランザクションとしてまとめておくと、毎回のメンバー構成や犯行の手口、雨の日は犯行をしない、毎月25日の前後で同一グループとおぼしき犯行が多いなどグループごとの特殊な傾向や癖や犯行ルートが見えてくることがある。そのためにも事案マスターの整備に力点を置くことをお勧めする。それをしないで分析に使えない未整備の事案マスターを多く集めても、結局はシュレッター行きの資料になるだけである。短絡的に「企業間をすべて同じ入力フォームにしなさい」と言っているのではなく、企業内、そして企業間で活用でき、全体として比較分析ができるフォームとするような設計をしておくことがロス・プリベンションを進める上で必須と言いたい。

参考までに万引き用の被害届を添付する。以前は無地に近かったものだと聞くが、項目別にレ点などで記載が簡便になってきていることがわかる。警察においても事案マスターと類似トランザクションへの志向が道理をもって始まっている。

セルフレジ不正防止セミナー

8月25日（金）営業・マーケ／広告・販促／店舗・EC DXPOにてJEASセミナー「セルフレジ不正をどう防止するか～最新テクノロジーとお店でできる対策集」を開催し、約60名の参加をいただいた。講師は工業会 日本万引防止システム協会（以下、JEAS）DX推進プロジェクトリーダー／（株）三宅東京本社 常務取締役田中崇氏が担当した。コロナ禍を機に導入が加速するセルフレジについて、その利便性の影でセルフレジならではの万引きが増加しており、社会問題となっており、セミナーではセルフレジにおける万引きの手口とそれらに対する対策方法について、テクノロジーとスタッフ対応の両面から最新の情報をお伝えした。

田中リーダーが分かり易い道理を用いて話されていたのでとても好評であった。なお、レルフレジ不正防止の冊子はこの日初公開され、各新聞でも大きく取り上げて頂いた。

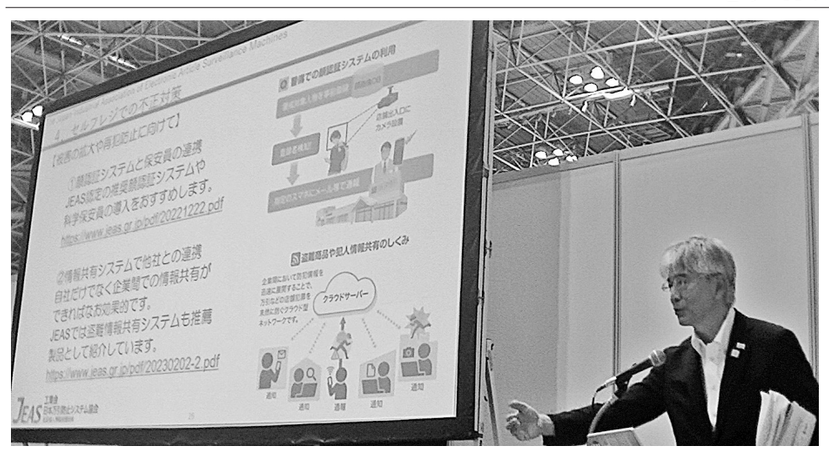

9月13日（水）自動認識システム協会の協力団体として、「セルフレジの処理ミス&不正防止策の決め手！個人情報保護対応も」という演題でセミナーを実施し、約75名にご参集いただいた。この回では個人情報の説明が付加されたので小生が担当させていただいた。

次回は、10月13日(金)11：40～12：40で開催される店舗・EC DXPO福岡'23専門セミナーで開催される予定である。セルフレジが人々の道理に叶ったシステムになってほしいと願い登壇する予定である。九州・中国地方の皆様のご参加を期待している

https://dxpo.jp/real/fox/fukuoka23/conf.html#f15

サーマルカメラの安全対策の報道とJEASの役割

9月13日に個人情報保護委員会(以下、個情委)よりサーマルカメラを使用する事業者等に以下の注意喚起が発せられた。それに至る経緯を時系列に確認する。

◆JEAS 2020／07／30
コロナ感染予防に向けて注目が高まっている人体表面を温度確認のためのサーモグラフィ・システム（略称：サーモカメラ）について、安全な普及促進を図るための冊子を発表
https://www.jeas.gr.jp/pdf/20200710.pdf

◆読売新聞 2023／05／24
検温カメラに顔画像、転売品に900点保存の例も…購入者「出品者は気づいていないのでは」

◆読売新聞 2023／05／25
検温カメラから顔画像流出、情報保護に警鐘…コロナ禍で知らずに記録

◆JEAS 2023／05／25
緊急・カメラ画像安全利用推進委員会（サーモカメラプロジェクト含む）オンライン会議が招集され、今後の対応が話し合われる。10名が参加。

◆JEAS 2023／05／30
会員や報道機関にむけて『サーマルカメラ等に保存されている個人情報（顔画像）漏洩に関する注意喚起』を発表
https://www.jeas.gr.jp/pdf/20230530.pdf

◆セキュリティ産業新聞 2023／06／25
JEASの注意喚起が全文掲載される。

◆読売新聞 2023／07／12
学童クラブが転売した検温カメラ、児童らの顔3737点発見…「つきまとい」など悪用リスク
※その中で、その中で、JEASの方針が説明される。

◆セキュリティ産業新聞 2023／07／25
社説「サーモカメラのデータ管理に注意喚起を求める」が発表される。

◆NHK ニュース9 2023／08／18
〝顔画像〟が流出 まさか残っているなんて…
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230910/k10014179331000.html

◆個人情報保護委員会 2023年9月13日
サーマルカメラの使用等に関する注意喚起について
https://www.ppc.go.jp/news/press/2023/20230913/

◆読売新聞 2023／09／14
検温カメラ使用 注意喚起…国が業者に 顔画像の扱い巡り

◆朝日新聞 2023／9／14
検温で撮影、顔画像は「個人情報」 コロナで普及、保存のまま転売相次ぐ

「画像取得を周知」「確実に消去」

大量の顔画像が保存されたままサーマルカメラがフリマアプリに転売されている問題では、読売新聞による5月の報道以降、対応に乗り出す動きが出ている。サーマルカメラの販売会社など10社が加盟している「日本万引防止システム協会」（東京）は会員企業に対し、▽顔画像を取得している場合は、その事実を客側に周知する▽転売するときは確実にデータを消去する――ことを求める注意喚起をした。

JEASや万防機構は形式的な要素が強い団体ではない。特にJEASは防犯民主主義実現の旗の下、「誰もが安全安心を享受できるように」という道理の顕在化を重んじている。だから今回も、組織をあげて迅速な対応を行っている。

一方、9月13日に個情委より注意喚起が発表されたのもかかわらず、9月17日現在、ユーザー様へのご案内をしていない販売会社がまだまだ多い。同じくそれらをアナウンスしていない団体がほとんどである。今回の注意喚起はサーマルカメラだけでなくカメラ利活用の全体に関わることなので、何度も丁寧に説明し、弊方と個情委の注意喚起を徹底するようお願いしたいと思う。それに従わないとなれば、脱法企業として、人々から「成敗」されるということも追補しなければと思う。

さて、いま一度、人としての道理を重んじる御成敗式目を読み返してみる。そして『民主主義は英国から始まったものだが、同じころ、東方の国でも民主主義は醸成されていたことしかと記憶にとどめたい』と思う。そして、『人としての道理をロス対策や万引対策などのセキュリティ対策を織り込んでいきたい』と思う。なぜなら、防犯民主主義への道は先祖から営々と受け継がれてきたものだから。

※今回は、佐藤雄男基著「御成敗式目 鎌倉武士と生活」中公新書よりインスピレーションをいただき執筆しました。

保存認識の上で適切に処分を

顔画像が保存されたままサーマルカメラの端末が手放されるケースが相次いでいることを受けて、業界団体も対策に乗り出しています。

サーマルカメラの販売会社などで作る「日本万引防止システム協会」はことし5月、設置者に次のように周知するよう、販売会社に注意喚起を行いました。

サーマルカメラを処分する際は
▽データを確実に消去する
▽物理的に破壊する
▽データを廃棄する専門業者に依頼する
（※上記いずれかの対応をするよう呼びかけ）

新型コロナが5類に移行し、サーマルカメラの撤去が進む中、設置者は画像が端末に保存されたままになっているかもしれないと意識して処分する必要があります。

被害届　年　月　日

警察署長殿

届出人住居

職業

氏名　㊞　年齢（　歳）

（電話　）

次のとおり盗難被害がありましたからお届けします。

被害者の住居職業、氏名、年齢	□ 届出人に同じ　□ 下記のとおり 住居 職業　（電話　） 氏名　（　歳）
被害の年月日時	年　月　日（　曜日）午　時　分ころから 年　月　日（　曜日）午　時　分ころまで　の間
被害の場所	
被害の模様及び目撃状況等	私は、　の □ 店長 □ 店員 □ 　です。 上記被害の年月日時、場所において □ 私 □ 　（　） が □ 所有 □ 管理 する次の被害品を □ 盗まれました。 □ 盗んだ（□ 盗もうとした）犯人を捕まえました。 □ 私 □ 　は、犯人が を見て、不審に思い注意して見ていました。 □ 私 □ 　は、□ 本日 □ 　日　午　時　分ころ、 犯人が　売場で、を盗むところを見ました。

サーマルカメラを使用する事業者等の皆様へ

令和５年９月 13 日
個人情報保護委員会

サーマルカメラを使用する場合の個人情報保護法上の留意点について（注意喚起）

新型コロナウイルス感染症の対策のために急速に普及したサーマルカメラ（赤外線を検知して温度を計測するカメラ）には、顔画像を取得する機能を有するものがあることが確認されている。

特定の個人を識別することができる顔画像は「個人情報」（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第２条第１項）に該当するため、サーマルカメラにより特定の個人を識別することができる顔画像等の個人情報を取得している場合、当該サーマルカメラを使用する事業者等は、当該サーマルカメラにより個人情報を取り扱っていることになる。また、サーマルカメラにより取得した個人情報に該当する顔画像を含む情報の集合物が、特定の個人に係る画像情報を検索することができるようになっている等、電子計算機を用いて特定の個人情報を検索することができるよう体系的に構成されている場合には、当該顔画像を含む情報の集合物は「個人情報データベース等」（法第 16 条第１項）に該当する。

サーマルカメラにより取り扱っている顔画像が個人情報に該当する場合、当該サーマルカメラを使用する事業者等には法の規律が適用される。しかしながら、サーマルカメラにより個人情報を取り扱っていても、事業者等においてこのことが十分に認識されず、適用を受ける法の規律が遵守されずに顔画像の取得、サーマルカメラの廃棄等が行われている可能性があることから、下記のとおり、法に基づく留意点を取りまとめた。

全国万引犯罪防止機構（通称：マンボウ）
万引撲滅のための戦略を本気で提言・実践する小売業界を中心に組織化されたNPO法人
文：事務局（稲本義範）